

広島県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十年広島県告示第百六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・四一三号久保長江線

三 事業施行期間

平成二十三年三月三十一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし